

令和 7年度第 8号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年11月16日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「要望等に係る確認通知書（〇〇第〇号）」を書く前に、私に対して、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）」が市民に与える影響、目的、内容などを説明したもの（文書及び記録）（〇〇課保有文書）（以下「本件保有個人情報①」という。）、また、不当要望だと判断する前に不当要望の可能性があると忠告したもの。（文書及び記録）（〇〇課保有文書）（以下「本件保有個人情報②」という。）

2 同月29日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

実施機関において本件保有個人情報①及び本件保有個人情報②（以下「本件各保有個人情報」という。）を作成していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

3 令和 6年 2月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、説明等を不開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論意見書、口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関はどの時点で、何を根拠に不当要望や行政対象暴力と判断した

のか。また、判断した後にも何もせず、直接、要望等に係る確認通知書（以下「確認通知書」という。）を送って良いのか。

- (2) 確認通知書が事前に何の説明、確認もなく、いきなり、一方的に送られてきて、不当要望とか行政対象暴力などの言葉は見たこともないし、一度たりとも言われたこともなく、条例も初めて目にしたもので、大変驚いた。
- (3) 要望等記録制度運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）には、「市民の皆さまの声に積極的に耳を傾け、要望に応える姿勢をもち、仮に要望に応じられないなど要望者の意に沿わない対応をすべき場合でも、要望者の理解が得られる努力を怠らず、根拠法令等を示すなど、誠実に説明責任を果たすことが大切です。」と書かれており、たとえ市民の要望に応じられなくても、即座に不当要望と判断するのではなく、判断する前に、条例を根拠に要望に沿えないとか、不当要望の可能性があると忠告すべきである。
- (4) さらに運用マニュアルには、「不当な要望等に対しては、できる限り法令等の根拠を明確に示し、複数の職員で対応するなど、組織的に、冷静かつ丁寧に対応するようにしてください。上記の対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときは、要望等を所管する部署において、要望者に対し、当該要望等を取り下げなければ公表する旨を通知し、確認の機会があることを知らせます。」と書かれており、たとえ不当要望だと判断しても、直ちに通知するのではなく、確認通知書を書く前に、条例の目的、内容などを説明すべきだということになる。
- (5) 条例の成立という部分に「平成26年 5月臨時会において、次の附帯決議が付された上で可決されました」と書かれており、つまり条例と附帯決議はセットとなり、一緒に可決されて、同等のものであることを意味しているため、附帯決議の内容は守らなくて良い、説明する義務がないという根拠はない。附帯決議は運用マニュアルと同じようなもので、条例とつながっていることから、条例と同じように従う義務があると思われる。
- (6) 運用マニュアルには、通知書を送る前に要望者に伝えなければならない三つのことが書かれている。①不当な要望等に該当すること（以下「説明①」という。）、②市として対応できないこと（以下「説明②」という。）、③取り下げない場合には公表の対象となること（以下「説明③」という。）。

(7) しかし実施機関は、説明③を説明したとは言及せず、説明③について、伝えなかったということ認めたとと思われる。

(8) また、説明①についても、実施機関の伝えた内容は脅迫や業務妨害として受け止めているという内容で、不当要望ではなく、行政対象暴力のことだと思われるため、説明①についても伝えなかったということになる。

(9) なお、実施機関は審査請求人との電話記録がないとしながら、説明①や説明②について伝えたという根拠はどこにあるのか。当時のやりとりメモを出してほしい。

(10) 運用マニュアルに記載のある、行政の要望処理の手続き関係の書類は存在しないと不自然であり、開示すべき文書があることは明らかである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件各保有個人情報、確認通知書を作成する前に審査請求人に対して、条例が市民に与える影響、目的及び内容等を説明したことがわかる文書及び記録並びに不当要望だと判断する前に不当要望の可能性があると忠告したことがわかる文書である。
- 2 実施機関においては、本件各保有個人情報を作成しておらず、開示対象となる保有個人情報は存在しない。
- 3 なお、審査請求人は条例が市民に与える影響について実施機関が審査請求人に説明する義務があり、説明していないのは条例違反であると主張しているが、審査請求人が主張している内容は条例施行の際に条例の目的や内容について市民に対して十分に周知することが付された附帯決議のことであり、審査請求人に対して説明をすることを義務づけるものではない。また、実施機関が確認通知書を送付前に審査請求人の要望等が不当要望等に該当する旨を審査請求人に知らせるべきであるという主張については、審査請求人の言動を脅迫や業務妨害等として実施機関が受けとめていることや同じ要望の繰り返しのため、対応できない旨を伝えたくて切電するなどの対応をしている。
- 4 その他審査請求人が主張する、審査請求人と実施機関との間の電話記録の存在の有無や、実施機関が審査請求人の要望等を不当要望及び行政対象暴力に該当すると判断したことに対する不服等については、本件審査請求と関連

性がないものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件各保有個人情報をも存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1 条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 要望等記録制度について

(1) 条例において定められた制度であり、職員が外部からの要望等を受けたときは、誠実かつ公正に対応するとともに、不当要望等及び行政対象暴力に対し毅然と対応することを職員の責務として定めており、組織として適切に対応していくために、要望等については、原則としてすべて記録することとされている。

(2) 要望等を受けた職員は、聞き取った要望等について要望等記録兼報告書（以下「報告書」という。）を作成した後、上司へ報告し、組織としての対応方針を決定し、要望等に対応するものとされている。不当要望等又は行政対象暴力と思料される場合には、組織的に冷静かつ丁寧な対応をすることが求められており、当該対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときは、コンプライアンス・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の助言を受けた上で、要望等の所管部署において、要望者に対し、当該要望等を取り下げなければ公表する旨を通知するとともに、要望等を取り下げる機会があることを通知することとされている。なお、行政対象暴力に該当する場合は、公表する旨だけを通知することとされている。

(3) 要望等への対応が終了した場合は、報告書を完結し、各所属で保存するとともに、名古屋市職員倫理審査会の審査に付された後、不当要望等及び行政対象暴力の概要、対応結果を公表することとされている。

4 審査請求人に係る対応について

(1) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇要綱に基づく〇〇として依頼を受

け、〇〇を実施する予定であったが、審査請求人が待ち合わせ場所に到着した際には、〇〇の依頼人は既に〇〇を済ませており、〇〇業務を行わなかった。

(2) 同日、審査請求人から実施機関に対し、〇〇依頼に係る交通費等の要望が電話であり、その後約〇か月にわたり実施機関に対し、電話及びFAXによる要望等が継続したことから、実施機関は、アドバイザーの助言を受けた上で、審査請求人の要望及び言動等が不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、確認通知書の送付により審査請求人に通知した。

(3) 確認通知書には、当該要望等を取り下げる場合は実施機関へ連絡すること、当該要望等の取り下げ以外の場合の連絡先として、アドバイザーの連絡先が記載されていた。

(4) 審査請求人は、確認通知書の受領後、アドバイザーに電話で連絡をしたが、実施機関へ連絡をしなかったため、実施機関は、当該要望等は取り下げられなかったと判断し、市公式ウェブサイトに要望等の概要を掲載した。

5 本件各保有個人情報について

本件各保有個人情報は、実施機関が上記 3(2) に基づき、確認通知書を作成する前に、審査請求人に対し、条例等が市民に与える影響、目的、内容などを説明した文書及び記録並びに不当要望等と判断する前に、不当要望等の可能性があることを忠告した文書及び記録である。

6 本件処分の妥当性について

(1) 本件保有個人情報①について

ア 本件保有個人情報①にかかる内容の説明については、条例施行の際に条例の目的や内容について市民に対して十分に周知することとされた附帯決議のことを指しているものと思料される。

イ また、事務局が条例、運用マニュアル等を確認したところ、確認通知書の作成前に本件保有個人情報①にかかる内容を要望者に伝えるべきと規定する記載は確認できなかったとのことである。

ウ したがって、本件保有個人情報①にかかる内容について、説明すべきとする定めはなく、実際に、実施機関は審査請求人に対して説明していないことから、本件保有個人情報①は存在していないとする実施機関の説明に特段不合理な点があるとは認められず、他に本件保有個人情

報①に該当する記録の存在を認めるに足りる事情も認められない。

(2) 本件保有個人情報②について

ア 運用マニュアルには、不当と思料される場合でも、まずは要望者に対し、理解を得られるよう丁寧に説明すること、その上で、なお同趣旨の要望等が継続し、不当な要望等と判断した場合は、速やかに要望者に対し、不当な要望等に該当すること、市として要望等に応じられないこと、取り下げない場合には公表の対象となることを伝え、それでもなお、不当な要望等を取り下げないときは、要望者に対し、当該要望等を取り下げなければ公表する旨を、確認通知書により通知することと記載されている。

イ 実施機関は審査請求人の言動を脅迫や業務妨害等と受けとめていることや、同じ要望の繰り返しのため対応できないことについては、確認通知書を送付する前に電話で説明していると主張しているが、事務局が実施機関に確認したところ、その主張を裏付ける記録は作成していないとのことであった。

ウ 事務局が要望等記録制度の制度所管課に確認したところ、上記アの説明については、事実上伝えることが困難である場合や、アドバイザーの相談の中で速やかに送付すると決定し、説明が行われない場合も想定されるとの説明があった。また、事務局が運用マニュアルを確認したところ、要望者に対し、上記アの説明をしたことを記録すべきと規定する記載は確認できなかった。

エ 以上のことから、制度上、上記アの説明をすることが望ましいとされているものの、説明について記録を作成すべきとする定めはないことからすると、本件保有個人情報②が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点があるとまでは認められず、他に本件保有個人情報②に該当する記録の存在を認めるに足りる事情も認められない。

オ なお、審査請求人は、確認通知書送付前の説明が運用マニュアルの記載のとおりではなく、十分に実施されていないことについて、不当であると主張しているが、当審議会においては、本件処分が法の趣旨に照らして妥当か否かを判断するものであり、こうした主張は、判断に影響を及ぼすものではない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響

響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 3月21日	本件審査請求に係る諮問書の受理
4月22日	本件審査請求に係る弁明書の受理
6月17日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 4月28日 (令和 7年度第 1回)	調査審議
5月30日 (令和 7年度第 2回)	調査審議
6月30日 (令和 7年度第 3回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
8月22日 (令和 7年度第 5回)	調査審議
10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議
11月21日	答申